

○釜石市就学前心身障害児医療費給付規則

昭和 63 年 6 月 10 日

規則第 30 号

注 平成 13 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この規則は、就学前心身障害児に対して医療費の自己負担分を給付することにより、当該心身障害児の健康を保持するとともに経済負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 就学前心身障害児 6 歳以下の幼児で、次の一に該当することになった日の属する月の初日から就学する月の前月末日までの者

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳に記載されている障害の級別が 3 級又は 4 級に該当する者

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)別表第 3 に規定する 2 級に該当する者又は療育手帳 B を所持している者

ウ 市長が、障害の程度がア又はイに準ずるものとして特に認めた者

(2) 受給者 次条に規定する就学前心身障害児(以下「対象者」という。)の親権を行う者、後見人及びその他の者で現に監護している者

(対象者)

第 3 条 対象者は、釜石市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)及び外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の規定により登録され、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者で、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による医療費の扶助を受けている者

(2) その他の法令、条例、又は保険者の定款等により一部負担金を要しない者

(平 13 規則 15・一部改正)

(対象者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得(1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第8条第1項に定める額以上である者は、対象者から除くものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で釜石市乳幼児・小学生・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則(昭和49年釜石市規則第46号)第13条の規定に該当するものについては、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項及び第4項の規定の例による。

(平13規則15・平16規則35・平22規則17・平25規則8・一部改正)

(受給資格等の届出)

第5条 この規則による受給の資格を有するに至った者が次条第1項に規定する就学前心身障害児医療費受給者証(様式第1号。以下「受給者証」という。)の交付を受けようとするときは、次に掲げる証書等を提示して届出をしなければならない。

- (1) 第2条第1号アに該当する対象者 保険証及び身体障害者手帳
- (2) 第2条第1号イに該当する対象者 保険証及び特別児童扶養手当証書又は療育手帳B
- (3) 第2条第1号ウに該当する対象者 保険証及び福祉事務所長が作成する証明書

2 すでに対象者の資格を有し、受給者証の交付を受けている者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、就学前心身障害児医療費受給者資格変更届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 加入保険に変更があったとき。
- (3) 振込先に変更があったとき。

(平22規則17・一部改正)

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条による届出があったときは、対象者であることの確認を行い、受給者証を交付又は変更交付するものとする。

(受給者証の有効期間)

第7条 受給者証の有効期間は、市長が認定した日から翌年の7月31日までとする。ただし、当該認定の日が1月から7月までの間である場合は、当該認定の日の属する年の7月31日までとする。

(受給者証の更新)

第8条 市長は、前条の有効期間が満了する前に受給者証を更新するものとする。

2 受給者は、毎年7月1日から7月31日までの間に第5条に規定する関係証書等を提示して、市長に受給者証の更新の届出をするものとする。

3 市長は、受給者及び対象者について、次の各号に掲げる確認ができるときは、前項の規定にかかわらず受給者証を更新することができる。

(1) 釜石市の区域内に居住していることの確認

(2) 第2条、第3条及び第4条に基づく受給資格を有していることの公簿等による確認

(受給者証の再交付)

第9条 受給者は、受給者証を破損又は亡失したときは、就学前心身障害児医療費受給者証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、対象者が第3条に該当しなくなったときは、すみやかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(給付の額)

第11条 給付の額は、給付対象者に係る医療費について医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担及び互助会等により給付される額を除く。)に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が算定される場合においては、受給者が負担すべき額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とする。

2 入院に伴う給付の額にあっては、前項の規定により算定された額から当該入院時の食事療養標準負担額相当額を控除した額とする。

(平22規則17・一部改正)

(給付申請等の方法)

第12条 受給者は、この規則による給付を受けようとするときは、受給者証を提示し、就学前心身障害児医療費給付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ就学前心身障害児医療費給付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知し給付するものとする。

(給付の制限)

第13条 市長は、対象者の疾病又は負傷が第三者行為に基づくものについては、その額の全部若しくは一部を給付せず、又はすでに支給した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他の不正行為によりこの規則による給付を受けた者があるときは、その者からすでに給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(備付帳簿)

第15条 市長は、この事務を適正に行うため次の簿冊を備え付けるものとする。

(1) 就学前心身障害児医療費受給者証交付台帳(様式第6号)

(2) 就学前心身障害児医療費給付台帳(様式第7号)

(3) 前2号に定めるもののほか必要な簿冊

(委任規定)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日以降の受療から適用する。

附 則(平成元年5月22日規則第35号)

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則(平成6年9月29日規則第37号)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

2 改正後の釜石市就学前心身障害児医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の受療について適用し、施行日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月23日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 21 日規則第 35 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 22 日規則第 17 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、改正後の釜石市就学前心身障害児医療費給付規則第 11 条第 1 項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後の受療について適用する。

附 則(平成 25 年 6 月 24 日規則第 8 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

(平 22 規則 17・一部改正)